

債権者登録について

松江市上下水道局が物品や工事等の代金の支払手続きを円滑に進めるために、事前に振込先口座等を登録していただくものです。

<債権者登録届出書の入手>

- ・松江市上下水道局ホームページの「様式ダウンロード-V. その他の様式-4. 債権者登録について」に様式と記載例を掲載しています。

<登録上の注意>

- ・松江市役所出納室などの債権者登録とは別のものになります。
- ・登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしてください。
- ・この登録申請を行わないと松江市上下水道局からの支払いが受けられないというものではありません。

<記入上の注意>

- ・振込口座の内容については、誤記のないようにご注意ください。
- ・所在地、名称、代表者等については、契約書及び請求書と同一のものを記入してください。
- ・印鑑は契約、見積、請求に使用する印鑑を押印してください。
- ・書き損じた場合は、取り消し線を引き、訂正印を押印してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- ・指定口座は本人名義に限ります。

<委任状の提出>

- ・債権者が代理人に請求権又は受領権を委任したときは、債権者登録（変更）申請書に委任状を添付してください。
- ・委任状には、委任者と受任者の記名押印が必要です。
- ・委任状は任意の様式でかまいません。

<債権者登録届出の送付>

当局の発注課へ提出してください。